

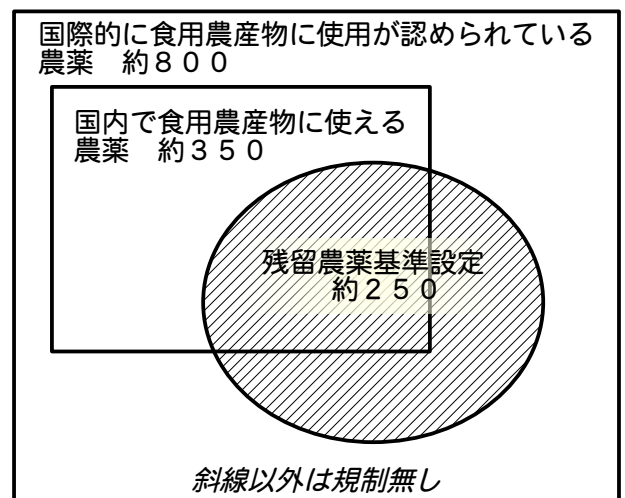
# 残留農薬基準の ポジティブリスト制度とは…

**2006年5月29日から、残留農薬基準にポジティブリスト制度が導入されました。**  
**食用農作物以外に農薬を散布する場合にも注意が必要となります。**  
**ポジティブリスト制度とは、いったいどういう制度でしょうか？**

## ■まず、これまでの制度はどうなっていたのでしょうか？

食品衛生法に基づく残留農薬基準は250農薬に設定され、この基準を超えた農産物の輸入や流通は禁止されていました。

しかし、国内で使える農薬は約350、国際的には約800の農薬があるといわれており、基準が設定されていない農薬については、たとえ農産物に残留していても、規制できないことから、食品の安全上の課題となっていました。（例えば、輸入野菜に外国の農薬が残留していても規制できないというような場合が考えられます。）

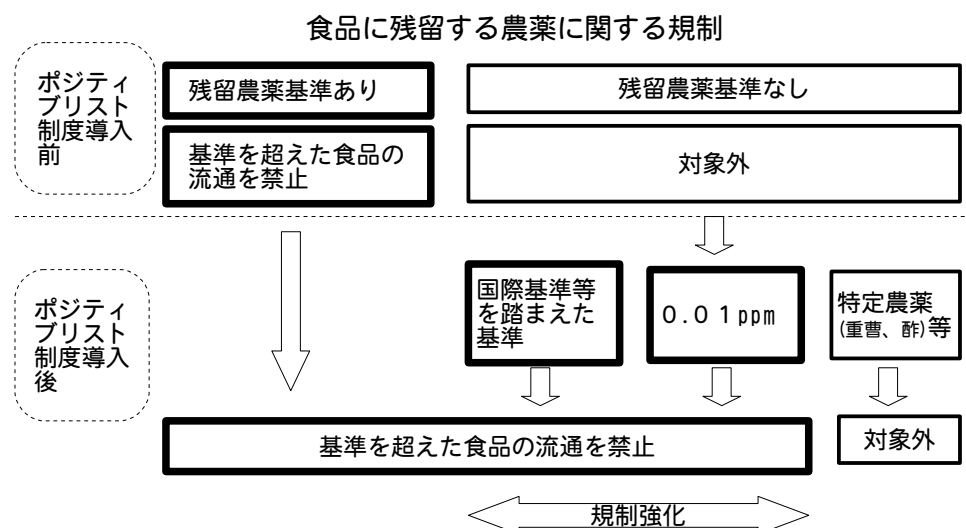


## ■ポジティブリスト制度とは

残留農薬のポジティブリスト制度とは、国内外で使用されている農薬のほとんどすべてについて基準が設定され、基準を超える食品の販売等を禁止する制度です。

ポジティブリスト制度を実施するに当たり、これまで残留農薬基準がなかったものには国際基準などを踏まえて残留基準が設定されましたが、国際基準等が無い農薬、農作物の組み合わせには、0.01ppmの基準が適用されます。

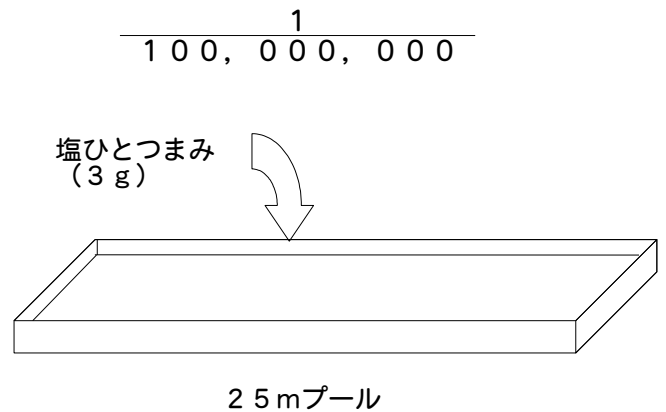
ポジティブリスト制度で規制対象となるのは、農薬の他、動物用医薬品及び飼料添加物で、規制対象食品は、生鮮食品、加工食品等全ての食品です。



## ■ 「0.01ppm」？

「ppm」は100万分の1を示します。  
0.01ppmは1億分の1を示します。これは、小学校の25mプール（幅12m、深さ1m）に塩ひとつまみ（3g）の濃度に相当します。

この基準値は、化学物質の1日当たりの許容量（国際機関のレポートを参考）と食品の1日当たりの摂取量から、人の健康を損なうおそれがない量として設定されたものです。



## ■ 街路樹・公園や家庭菜園等で農薬を使用する時の注意点は？

ポジティブリスト制度の下では周辺農作物に農薬が飛散した場合にその農作物が出荷できなくなる場合もあります。

これまでも、農作物や人畜に被害が生じないよう、また、住宅地等では農薬が飛散しないような対策を講じた上で農薬を使用していただいておりますが、一層の農薬使用基準の順守と飛散防止対策に努めてください。

### 地域住民への配慮

- ・地域住民、農家の理解を得た上で実施
- ・農薬散布日時は、チラシ等で事前周知

### 農薬の安全使用

- ・登録農薬の使用
- ・農薬の容器に表示されている使用方法の順守

### 農薬の飛散防止

- ・散布は、無風又は弱風時、近隣に影響のない時間帯に
- ・風向きや散布ノズルの向きに注意
- ・飛散しにくい粒剤や樹幹注入剤の使用を検討

### 防護装備

- ・散布時は、防護マスク、防護メガネ、カッパ等を着用

### 監視員の配置等

- ・散布時は、子供等が散布作業内に入らないように監視員、看板を設置

### 問合せ先 (農薬相談窓口)

加賀農林事務所	地域農業振興課	0761(72)8512
南加賀農林総合事務所	農業振興部	0761(23)1703
石川農林総合事務所	農業振興部	076(276)0371
県央農林総合事務所	農業振興部	076(204)2101
津幡農林事務所	地域農業振興課	076(289)4158
羽咋農林事務所	地域農業振興課	0767(22)0114
中能登農林総合事務所	農業振興部	0767(52)5522
奥能登農林総合事務所	農業振興部	0768(26)2323
珠洲農林事務所	地域農業振興課	0768(82)3113

### 農業総合研究センター

病害虫防除室	076(257)6972
中央普及支援センター	076(257)9150

県庁 消費流通課	消費安全グループ	076(225)1627
農畜産課	生産環境係	076(225)1623